

意見の分かれている主な論点

< 四半期財務諸表の構成等 >

- ・ 株主資本等変動計算書の取扱い
- ・ 損益計算書の開示方法（累計情報に加え、3カ月情報の取扱い）
注記情報としての「1株当たり利益」や「セグメント情報」の開示（主要な経営指標等の推移（いわゆるハイライト情報の開示））にも関係

< 四半期特有の会計処理 >

- ・ 原価差異の繰延処理の取扱い（強制適用か任意適用）
- ・ 退職給付引当金（数理計算上の差異、過去勤務債務）
- ・ （棚卸資産での総平均法）
- ・ （在外子会社の為替換算）
- ・ （キャッシュ・フロー計算書の表示方法）

< 注記情報 >

- ・ 会計方針を第二四半期以降に変更した場合の取扱い（遡及修正の必要性）
- ・ 当該四半期前に発生した重要な誤謬を発見した場合の取扱い（遡及修正の必要性）
- ・ リース資産及び有価証券の注記

< 企業結合・事業分離 >

- ・ 持分プーリング法を適用した場合の同一事業年度の過去の四半期財務諸表の取扱い（遡及修正の必要性）
- ・ 企業結合・分離の注記情報（プロフォーマ情報等）

以上